

個から始まる地域のネットワーク 自立支援協議会の役割を考える

寒川町自立支援協議会の勉強会

かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク(KCN)
東洋大学教授 本名 靖



地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。

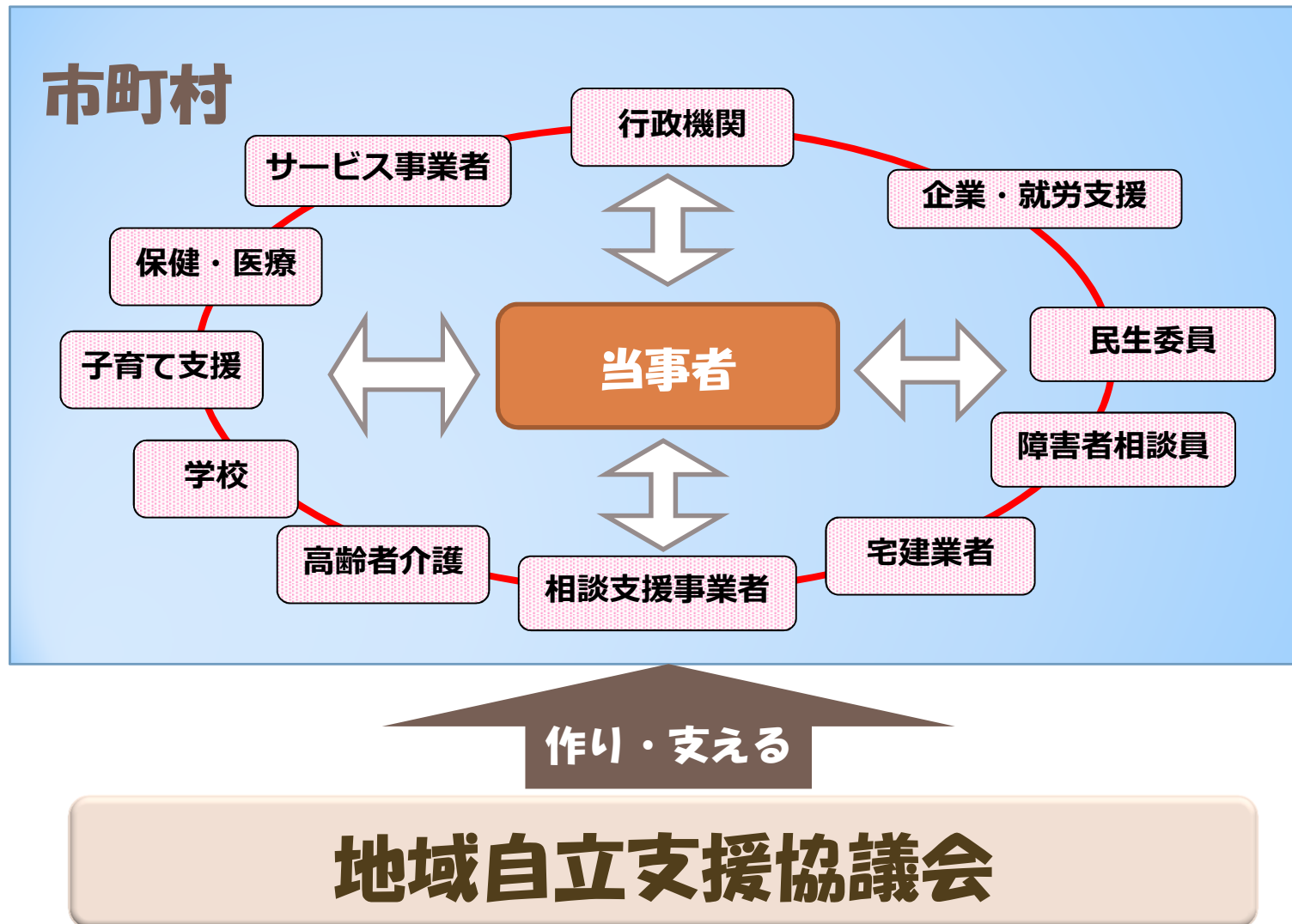
【実施主体】

- 市町村 （①複数市町村による共同実施可
②運営を指定相談支援事業者に委託可）

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

地域の連携と自立支援協議会

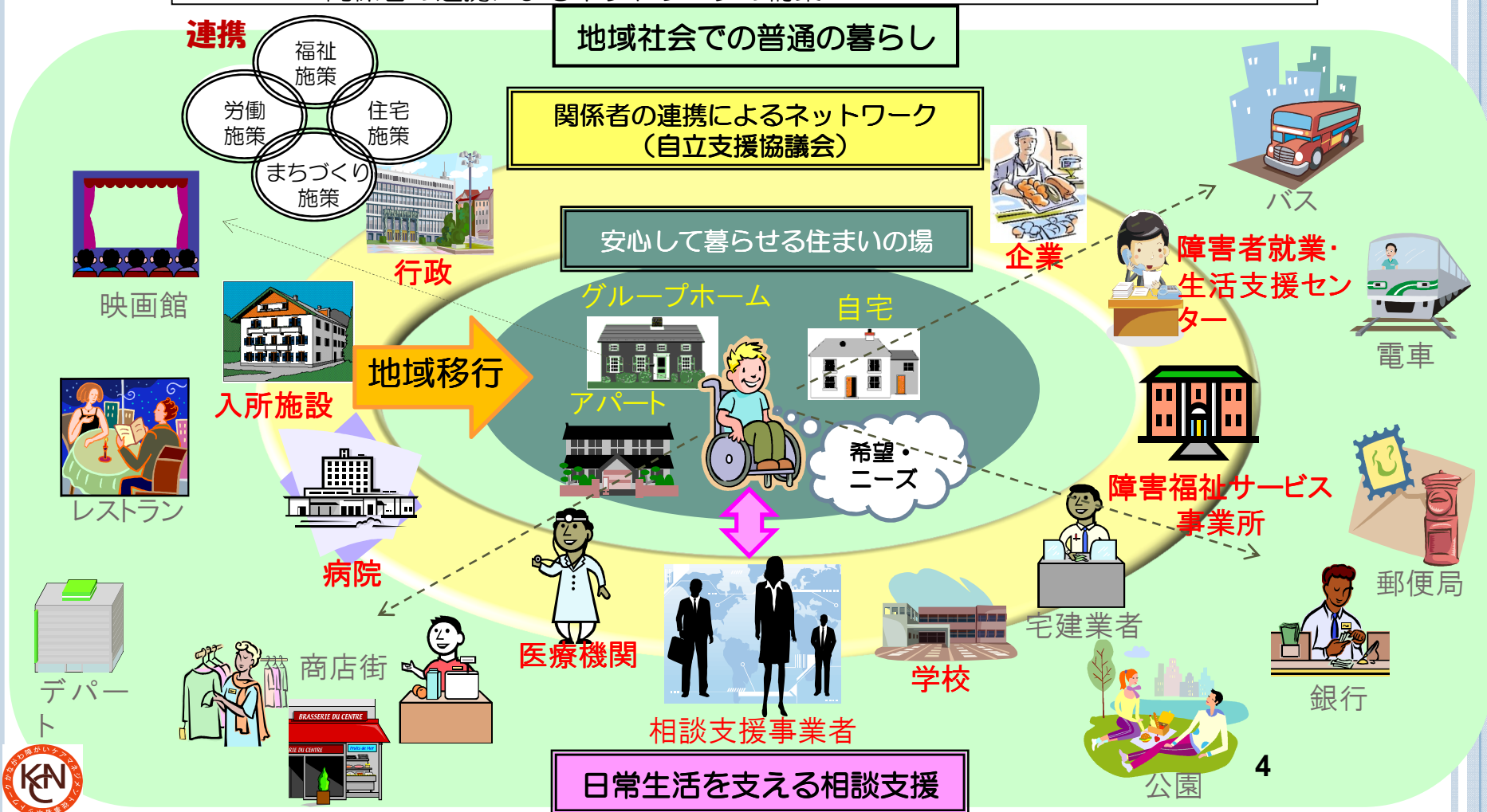


障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり

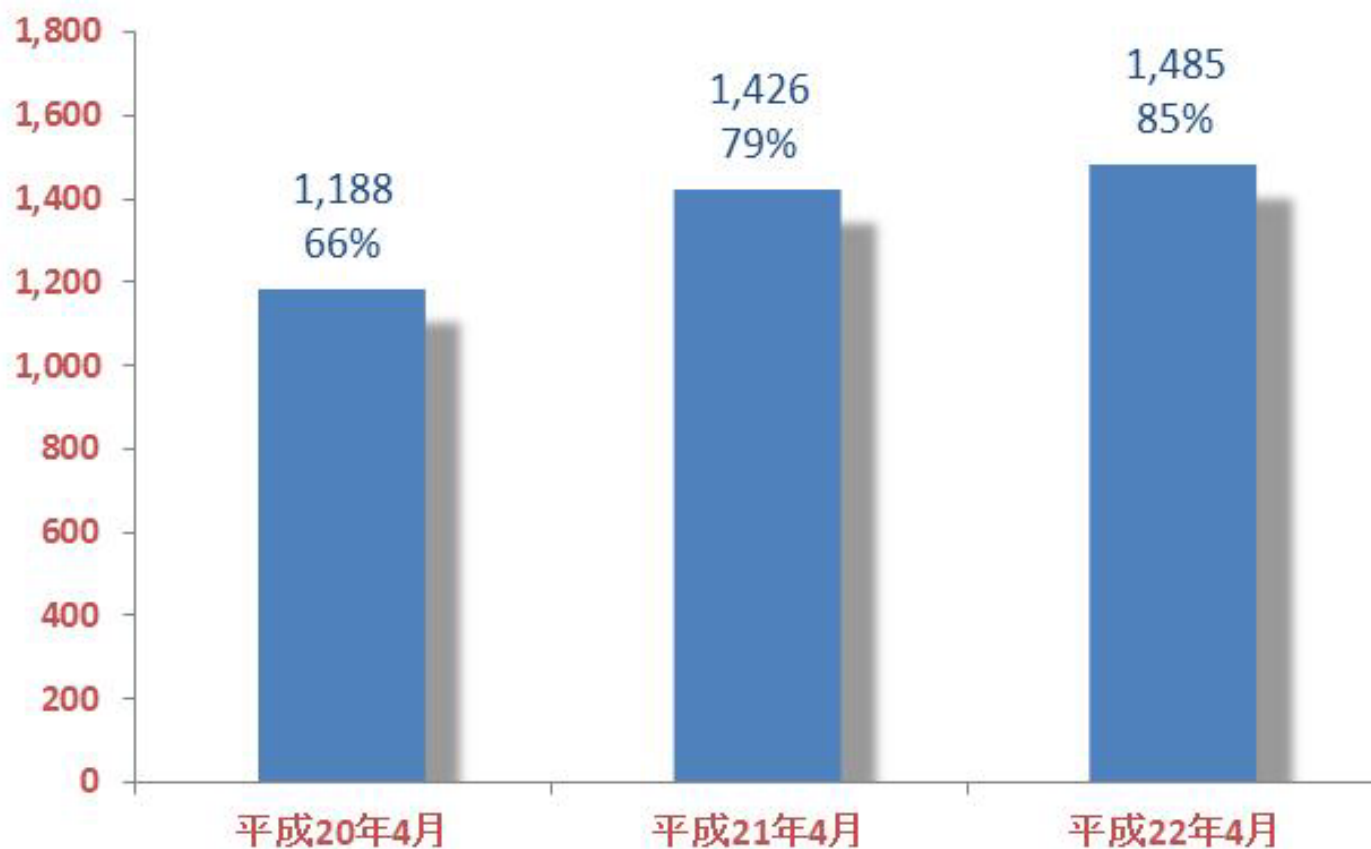
(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

- ・安心して暮らせる住まいの場の確保
- ・日常生活を支える相談支援体制の整備
- ・関係者の連携によるネットワークの構築



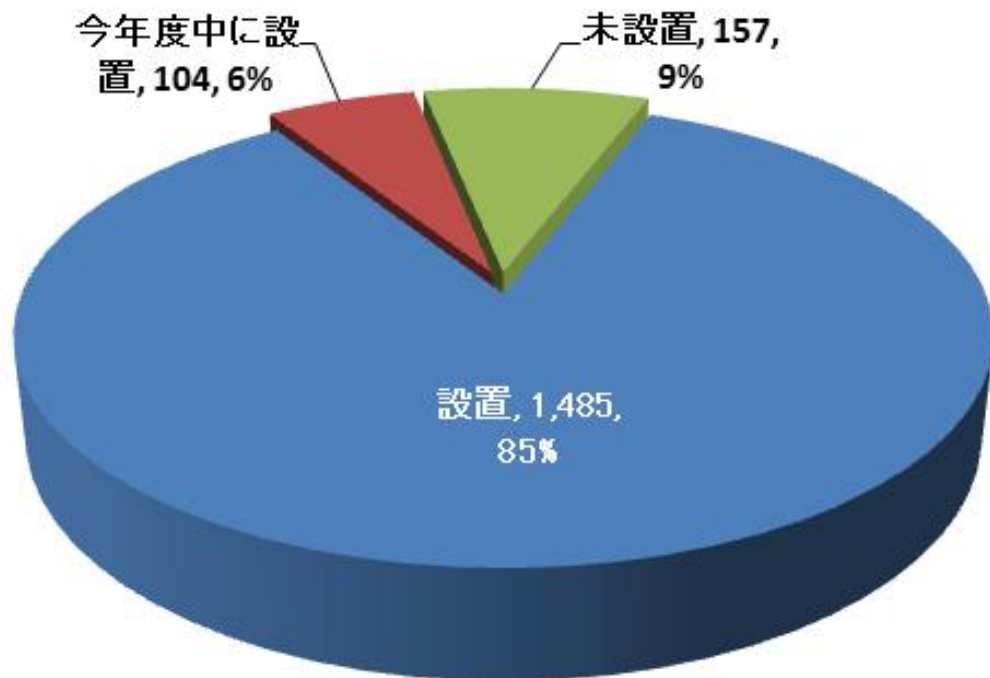
地域自立支援協議会の現状



※ 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 47か所/47都道府県
100% (H21.4/1現在)

以下参考資料：NPO北海道地域ケアマネジメントネットワーク
「地域自立支援協議会活性化のための事例集」平成22年度障害者総合福祉推進事業

平成22年の地域自立支援協議会の現状



○未設置自治体156市町村の内訳は、北海道32、福岡19、鹿児島19、東京16、山形13、茨城11、宮崎10、等となっている。

○これらの市町村うち人口3万人以下は全体の76.9% (120)

自立支援協議会に関する法改正

(社会保障審議会障害者部会)

相談支援事業所をはじめとする地域のシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場である**自立支援協議会**について、**設置の促進や運営の活性化**を図るため、市町村の実情に応じた設置・運営方法が可能になるように配慮しつつ、法律上の位置づけを明確にすべきである」とし、また**協議会の運営の支援**について「あわせて、**運営マニュアルや運営の好事例の周知**など、国や都道府県において**設置・運営の支援**を図っていくべきである。その際、自立支援協議会に当事者の参画を促進すべきである」と報告している。

平成20年12月12月16日 社会保障審議会障害者部会報告書

障害者自立支援法の一部改正

第89条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等の支援の体制の整備を図るため、**関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職に従事する者その他の関係者**（次項において「関係機関等」という。）により**構成される自立支援協議会**を置くことができる。

2 前項の**自立支援協議会**は、**関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制**に関する課題について**情報を共有し**、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、**地域の実情に応じた体制の整備**について**協議を行うものとする**。

（平成22年12月3日 議員立法 平成24年4月1日より施行）

障害者自立支援法の一部改正

第88条

6 市町村は、第89条の2第1項に規定する**自立支援協議会**（以下この項及び次条第5項において「自立支援協議会」という。）を設置したときは、**市町村の障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。**

第89条

5 都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（平成22年12月3日 議員立法 平成24年4月1日より施行）

自立支援協議会の形骸化

協議会への期待の一方で、多くの協議会が「形骸化している」「地域格差がある」との指摘がある。

- 協議会を設置する意味がわからないのでそもそも設置しない
- 既存協議会の活用が行われず、協議会を新たに設置し混乱を招いている
- 構成メンバーが協議会の目的を共有できず、陳情や要求交渉の場になっている
- 相談支援事例の積み重ねができていないため、協議すべき事項が確認できない
- 協議会は年に1回の全体会を開催するだけで、会議の必要性を理解できない

自立支援協議会の形骸化の克服

自立支援協議会

自己評価

基準

十分できている(10), どちらかといえばできている(7.5)
あまりできていない(5), まったくできていない(2.5)

基準	内容
情報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 困難事例への対応のあり方を情報共有・ 地域の諸情報を共有
調整機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の関係機関によるネットワーク構築・ 地域の支援力を高めるための役割分担と調整
開発機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域診断・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	<ul style="list-style-type: none">・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none">・ 権利擁護に関する取り組みを展開
評価機能	<ul style="list-style-type: none">・ 中立・公平を確保する観点から委託相談事業者の運営評価・ サービス利用作成費対象者、重度包括支援事業等の評価・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

評価を通じた自立支援協議会の考察の視点

1 組織体のあり方と行政担当者の参加姿勢

- ・全体会と定例会を同一としていないか
- ・定例会と運営会議を兼ねていないか
- ・運営会議を委託相談事業所に任せて参加しないことはないか

2. 部会が地域の課題や政策課題を検討する場になっているか

- ・部会が地域の課題を集約しているか
- ・課題の抽出方法は適切か

3. 相談支援専門員の資源開発の意識

- ・フォーマルなサービスがある程度整備され、新たな社会資源を開発する意識が希薄になっていないか

自立支援協議会の問題解決の検討

問題解決のためには次の2点の検討が必要

- 1 形骸化の要因の分析
 - ・ 設置されているが開催されないパターン
 - ・ 開催されているが機能していないパターン
- 2 行うべき事項の明示とそれぞれの協議会のステップアップするための指標を提示することができない



すべての課題は
個別支援が基本

自立支援協議会の形骸化の克服

自立支援協議会



うまくいっている
自立支援協議会

他の自立支援協議会の見学も有効な手段

- ・ 同じような人口規模
- ・ 同じような地域の条件
- ・ 課題の抽出方法
- ・ 具体的な成果



全体で協議し少人数で数力所に出かけて、報告会をするのも有効である

障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

- ・安心して暮らせる住まいの場の確保
- ・日常生活を支える相談支援体制の整備
- ・関係者の連携によるネットワークの構築

